

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

[illegible]

5	R5. 11. 20	R6. 1. 19	(1) 要件定義に係る提案書（第二版） (2) システム構成図及び業務フロー（第二版） (3) 機能一覧及び帳票一覧 (4) システム開発設計のスケジュール (5) システム開発設計に係る作業見積 (6) システム開発設計及び運用・保守等の後年度に係る費用見積もり (7) 検討した前提条件 (8) 新システム仕様書案等 (9) 打合せ議事録 (10) 課題管理表 (11) Q Aシート	0														(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められるため。 (7条3号) 法人における価格体系及び価格構成並びに個別の価格設定の概要が推測されることとなる情報であり、公にすることにより、当該情報が競合他社等に提供され、他社が東京都から得た見積書を価格交渉の資料としたり、東京都から得た見積書を参考に他社が自らの見積りを調整し、営業戦略上優位に立つ可能性があるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。 (7条5号) 今後公表を予定している契約の調達仕様書に関する検討途上の情報であり、公にすることにより、未確定の情報が確定した情報と誤認されるなど都民に混乱を生じさせるおそれがあるため。 (7条6号) 都が構築予定のシステムに関する機密性の高い情報が含まれており、公にすることにより、都が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	子供政策連携室 企画調整部企画調整課
6	R5. 11. 29	R6. 1. 26	(1) 一般競争入札による契約の締結について（「東京都ヤングケアラー向けホームページ」構築・運営等業務委託） (2) ワークショップアンケート結果（子供の意見）	28	1														子供政策連携室 企画調整部企画調整課
7	R5. 11. 29	R6. 1. 26	(1) 東京都公報への登載及び一般競争入札による契約について（「東京都ヤングケアラー向けホームページ」構築・運営等業務委託） (2) 「東京都ヤングケアラー向けホームページ」構築・運営等業務委託技術審査委員会の審査結果（技術点）について (3) 委託契約書 (4) ○○ 技術提案書の正本 (5) 作業計画書 (6) 工程表 (7) 工程表【別工程案】 (8) サイト設計書 (9) ホームページの基本デザイン・仕様 (10) 懸念事項管理台帳	223		1					1	1	1	1	1			(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条3号) 法人の保有するノウハウ等の技術上の情報であり、これを公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれ、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条5号) 今後公開を予定しているホームページ及びコンテンツに関する検討途上の情報であり、公にすることにより、未確定の情報が確定した情報と誤認されるなど都民に混乱を生じさせるおそれがあるため。 (7条6号) ホームページのセキュリティに関する情報が含まれており、セキュリティの観点からも、公にすることにより、都が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	子供政策連携室 企画調整部企画調整課
8	R5. 11. 29	R6. 1. 26	(1) ○○ 技術提案書の正本	0								1	1			1		(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条3号) 当該文書は、提案内容や資料の意匠等、記載内容そのものが提案を総合的かつ効果的に説明するための創意工夫であるなど、法人の保有するノウハウ等の技術上の情報である。これを公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれ、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条6号) 当該文書を公にすることにより、当該法人との信頼関係を損ない、法人が今後の事業への参加や協力に消極的になることから、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	子供政策連携室 企画調整部企画調整課

11	R5. 11. 29	R6. 1. 26	(1) ○○ 技術提案書	0			1			1	1			1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) 当該文書は、提案内容や資料の意匠等、記載内容そのものが提案を総合的かつ効果的に説明するための創意工夫であるなど、法人の保有するノウハウ等の技術上の情報である。これを公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれ、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条6号) 当該文書を公にすることにより、当該法人との信頼関係を損ない、法人が今後の事業への参加や協力に消極的になることから、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	子供政策連携室 企画調整部企画 調整課
12	R5. 11. 29	R6. 1. 26	(1) 打ち合わせ(データ保有機関との交渉) 議事録 (2) 打ち合わせ(データ保有機関との交渉) 資料 (3) 帳票一覧	0				1												(1) 打ち合わせ(データ保有機関との交渉) 議事録 (2) 打ち合わせ(データ保有機関との交渉) 資料 (3) 帳票一覧	子供政策連携室 企画調整部企画 調整課